

令和 6 年

第 4 回小山市議会定例会
議案参考資料

小 山 市

令和6年第4回小山市議会定例会
議案参考資料

議案番号	件名	頁
議案第82号	小山市税条例の一部改正について	4
議案第83号	小山市都市計画税条例の一部改正について	6
議案第87号	指定管理者の指定について	7

小山市税条例の一部を改正する条例概要

小山市税条例(昭和 29 年条例第 7 号)の一部改正

No	小山市税条例	根拠法令 改正内容
1	第 34 条の 7 (寄附金税額控除) 公益信託に関する法律の 施行の日の属する年の翌 年の 1 月 1 日 施行	地方税法 (以下「法」という。) 第 314 条の 7 ○第 1 項 新たな公益信託制度の創設に伴い寄附金税額 控除に係る規定及び文言を整備するもの
2	第 56 条 (固定資産の非課税の規定 の適用を受けようとする 者がすべき申告) 令和 7 年 4 月 1 日 施行	法第 348 条 ○第 1 項 法改正及び令和 7 年 4 月 1 日施行の私立学校 法的大幅な改正に伴う引用規定のずれを整備す るもの
3	附則第 5 条の 2 (公益法人等に係る市民 税の課税の特例) 公益信託に関する法律の 施行の日の属する年の翌 年の 1 月 1 日 施行	法附則第 3 条の 2 の 3 ○第 1 項 法改正に伴い公益法人等に係る市民税の課税 標準の計算方法に係る規定を削るもの
4	附則第 11 条の 2 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割 合) 公布の日 施行	法附則第 15 条 ○第 7 項 法改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備 に係る課税標準の特例措置 (わがまち特例) のうち、一定のバイオマス発電設備につい て、その割合を 7 分の 6 とする規定を新設す るもの ○第 17 項 法改正に伴い、居心地がよく歩きたくなる まちなか創出 (滞在快適性等向上) のための 課税標準特例措置にわがまち特例が導入され たことに伴い、その割合を 2 分の 1 とする規 定を新設するもの ○第 8 項~16 項、18 項~20 項 法改正に伴い引用規定 の項ズレを整備するもの

附則

No	小山市税条例	改正内容
5	第1条 (施行期日)	○この条例の施行日について規定するもの 公布の日を施行日とするもの 第1号 令和7年4月1日を施行日とするもの 第2号 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日を施行日とするもの
6	第2条 (市民税に関する経過措置)	○第1項 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第34条の7第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とするもの
7	第3条 (固定資産税に関する経過措置)	○第1項 別段の定めがあるものを除き、改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、従前のおりとするもの ○第2項 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、従前のおりとするもの ○第3項 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、従前のおりとするもの

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例概要

小山市都市計画税条例(昭和 31 年条例第 34 号)の一部改正

No.	小山市都市計画税条例	根拠法令 改正内容
1	附則第 4 項 (法附則第 15 条第 38 項 の条例で定める割合)	地方税法 (以下「法」という。) 附則第 15 条 ○第 4 項 法改正に伴い、居心地が良く歩きたくなるま ちなか創出 (滞在快適性等向上) のための 課税標準特例措置にわがまち特例が導入さ れたことに伴い、その割合を 2 分の 1 とす る規定を新設するもの ○第 5 項～第 16 項 法規定の新設に伴う項ずれを整備 するもの

附則

No.	小山市都市計画税条例	改正内容
2	第 1 項 (施行期日)	○施行日 この条例の施行日について規定するもの 公布の日を施行日とするもの
3	第 2 項 (経過措置)	○ 改正後の小山市都市計画税条例における都市計画税 に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の都市計 画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計 画税については、従前のおりとするもの
4	第 3 項 (経過措置)	○ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 43 号) の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正す る法律 (令和 6 年法律第 4 号) 第 1 条の規定による 改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附 則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施 設等の用に供する固定資産に対して課する都市計 画税については、従前のおりとするもの

指定管理者の指定について（大谷北小第二学童保育館）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

大谷北小第二学童保育館

(2) 指定管理者の主な業務

- ①児童の育成及び指導
- ②地域及び保護者相互の連絡及び提携
- ③その他児童の健全育成上必要な事項

(3) 指定の相手方

特定非営利活動法人 三楽

(4) 指定管理料

指定期間の総額 33,692 千円

(年平均 6,739 千円)

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成24年5月14日

(2) 職員数 役員6名、職員611名

(3) 資産の総額 393,517,719円

(4) 主な事業内容 学童クラブの運営に関する事業
子育てについての相談及び支援事業
安全で豊かなまちづくりに寄与する事業

4 選定委員会の議事概要

別紙1-1のとおり

指定管理者の指定について（【仮称】新・羽川小学童保育館）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

【仮称】新・羽川小学童保育館

(2) 指定管理者の主な業務

- ①児童の育成及び指導
- ②地域及び保護者相互の連絡及び提携
- ③その他児童の健全育成上必要な事項

(3) 指定の相手方

株式会社 アンフィニ

(4) 指定管理料

指定期間の総額 103,704 千円
(年平均 20,741 千円)

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成14年7月5日

(2) 職員数 役員5名、職員3,361名

(3) 資産の総額 753,256,026円

(4) 主な事業内容 放課後児童健全育成事業
幼稚園の経営及び運営
認定こども園の経営及び運営

4 選定委員会の議事概要

別紙1-2のとおり

令和6年度 第1回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(大谷北小第二学童保育館)

1. 日時 令和6年7月9日(火) 13:30~16:30
2. 会場 小山市役所本庁4階 大会議室 403
3. 選定委員
 - ①中村 祐司 (委員長/宇都宮大学教授)
 - ②初澤 正実 (副委員長/副市長)
 - ③中里 昌弘 (税理士)
 - ④内藤 信二 (税理士)
4. オブザーバー
 - ①磯部 沙織 (大谷北小第二学童保育館保護者会長)
 - ②渡辺 成美 (小山市教育委員会青少年係担当)
 - ③福原 円 (保健福祉部次長/施設所管部次長)
5. 申請団体 特定非営利活動法人三楽
6. 審査内容 大谷北小第二学童保育館の指定管理者の候補者の選定
 - (1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
 - (2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
 - (3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、各委員の審査点の総合計が「指定管理者選定要領」第4条第1項に規定する評価点合計の100分の50以上の得点を満たしていることを確認し、「特定非営利活動法人三楽」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙2-1のとおり)

令和6年度 第1回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(【仮称】新・羽川小学童保育館)

1. 日時 令和6年7月9日(火) 13:30~16:30
2. 会場 小山市役所本庁4階 大会議室 403
3. 選定委員 ①中村 祐司 (委員長/宇都宮大学教授)
②初澤 正実 (副委員長/副市長)
③中里 昌弘 (税理士)
④内藤 信二 (税理士)
4. オブザーバー ①磯部 沙織 (大谷北小第二学童保育館保護者会長)
②渡辺 成美 (小山市教育委員会青少年係担当)
③福原 円 (保健福祉部次長/施設所管部次長)
5. 申請団体 ①応募団体A
②株式会社アンフィニ
6. 審査内容 【仮称】新・羽川小学童保育館の指定管理者の候補者の選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
(3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、申請2団体中、各委員の審査点の総合計が最も高い「株式会社アンフィニ」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙2-2のとおり)

大谷北小第二学童保育館

		配点	三案
1.利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること			
1-1	利用者間の公平な取扱いをするための取組等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5	15 /20
1-2	特別に配慮を要する児童の育成支援体制について優れた提案がされているか。	5	16 /20
1-3	児童育成支援や行事の開催等について、ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5	17 /20
1-4	利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方針について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5	14 /20
1-5	利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。	5	16 /20
2.公の施設の効用を最大限に発揮するものであること			
2-1	事業計画や管理運営方針が、施設の設置目的や性質と合致しているか。	5	17 /20
2-2	児童出欠管理や、保護者への連絡通知の仕組みについて、優れた提案がされているか。	5	16 /20
2-3	児童が活動中の事故防止、安全管理、衛生管理の仕組みについて、適切かつ具体的な提案であるか。	5	16 /20
2-4	指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5	16 /20
2-5	地域住民、学校、その他関係機関との連携や協働について、積極的かつ優れた提案であるか。	5	16 /20
3.公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること			
3-1	施設の管理に関する経費や必要な事務(備品管理・修繕等)を十分に理解し、適切な施設維持管理をできる体制が整っているか。	5	13 /20
3-2	提出された事業計画書、収支計画書等が適切に積算・作成されており、簡潔かつ明確な説明がされているか。	5	14 /20
3-3	運営経費の縮減について、事業者の実績や創意工夫に基づいた優れた提案であるか。	5	13 /20
4.公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること			
4-1	経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5	16 /20
4-2	事業者本部等からの、学童現場へのバックアップ体制が確立されているか。	5	15 /20
4-3	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な提案がなされているか。	5	15 /20
4-4	安定した指導員等の確保方策や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5	17 /20
4-5	経営資金面のリスクへの対応能力(資金力や損害賠償能力等)が十分に認められるか。	5	15 /20
5.その他、市長が別に定める事項			
5-1	市内に事業所等を有しているか。または令和6年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5	12 /20
5-2	「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5	16 /20
5-3	保育環境が変化することについて、現状勤務している指導員の継続雇用に配慮するなど、児童及び保護者の負担を軽減するための適切な提案がされているか。	5	16 /20
合計		105	321 /420
※配点：委員1人あたりの持ち点			

【仮称】新・羽川小学童保育館

		配点	アンフィニ	応募団体A
1.利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること				
1-1	利用者間の公平な取扱いをするための取組等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5	15 /20	15 /20
1-2	特別に配慮を要する児童の育成支援体制について優れた提案がされているか。	5	16 /20	16 /20
1-3	児童育成支援や行事の開催等について、ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5	15 /20	17 /20
1-4	利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方策について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5	13 /20	14 /20
1-5	利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。	5	13 /20	16 /20
2.公の施設の効用を最大限に発揮するものであること				
2-1	事業計画や管理運営方針が、施設の設置目的や性質と合致しているか。	5	13 /20	17 /20
2-2	児童出欠管理や、保護者への連絡通知の仕組みについて、優れた提案がされているか。	5	14 /20	16 /20
2-3	児童が活動中の事故防止、安全管理、衛生管理の仕組みについて、適切かつ具体的な提案であるか。	5	14 /20	16 /20
2-4	指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5	19 /20	16 /20
2-5	地域住民、学校、その他関係機関との連携や協働について、積極的かつ優れた提案であるか。	5	14 /20	16 /20
3.公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること				
3-1	施設の管理に関する経費や必要な事務(備品管理・修繕等)を十分に理解し、適切な施設維持管理をできる体制が整っているか。	5	14 /20	13 /20
3-2	提出された事業計画書、収支計画書等が適切に積算・作成されており、簡潔かつ明確な説明がされているか。	5	11 /20	15 /20
3-3	運営経費の縮減について、事業者の実績や創意工夫に基づいた優れた提案であるか。	5	11 /20	13 /20
4.公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること				
4-1	経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5	16 /20	16 /20
4-2	事業者本部等からの、学童現場へのバックアップ体制が確立されているか。	5	14 /20	15 /20
4-3	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な提案がなされているか。	5	17 /20	15 /20
4-4	安定した指導員等の確保方策や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5	16 /20	17 /20
4-5	経営資金面のリスクへの対応能力(資金力や損害賠償能力等)が十分に認められるか。	5	15 /20	15 /20
5.その他、市長が別に定める事項				
5-1	市内に事業所等を有しているか。または令和6年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5	4 /20	12 /20
5-2	「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5	15 /20	16 /20
5-3	保育環境が変化することについて、現状勤務している指導員の継続雇用に配慮するなど、児童及び保護者の負担を軽減するための適切な提案がされているか。	5	15 /20	16 /20
1から5までの計		105	294 /420	322 /420
6.その他、市長が別に定める事項				
6-1	令和5年度実施の「小山市羽川小学童保育館及び羽川小第二学童保育館放課後児童健全育成事業業務委託に係る簡易公募型プロポーザル」において受託候補者として選定され、契約締結まで至った者か。※該当の場合、総得点に10%加算(小数点以下切捨)	※該当の場合、総得点に10%加算	29 (該当)	0 (非該当)
合計			323	322
※配点：委員1人あたりの持ち点				